

昭和 3 8 年 中小企業基本法制定

⇒ 大企業と中小企業の格差是正（二重構造論）

平成 1 1 年 中小企業基本法改正

⇒ やる気と能力のある中小企業の支援

平成 2 5 年 小規模企業活性化法（中小企業基本法再改正）

⇒ 小規模企業の意義を明確化

平成 2 6 年 ● **小規模企業振興基本法制定**

⇒ 小規模企業振興の基本的枠組みを構築

「**事業の持続的発展**」を基本原則として位置づけ

● **小規模事業者支援法の改正**

⇒ 従来の「経営改善指導」に加え、「**経営発達支援**」も商工会議所・商工会の役割へ

平成 2 5 年度補正予算 : 「**小規模事業者持続化補助金**」を創設

平成 2 7 年 7 月 : 「**経営発達支援計画**」の認定開始

平成 2 7 年度当初予算 : 「**伴走型小規模事業者支援推進事業補助金**」を創設 2